

新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診の目安

相談・受診の前に、発熱等の風邪症状があるときは …… 学校や会社を休み、外出を控える
 …… 毎日、体温を測定して記録する

次の症状がある人は… ご相談ください

- ① 風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む。)
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- 特に高齢者や基礎疾患等のある人は、重症化しやすいとされています。①②の状態が2日程度続く場合は、ご相談ください。

※相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【妊娠している人へ】

念のため、重症化しやすい人と同様に、早めにご相談ください。

【お子さんをお持ちの人へ】

小児は、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、①②の状態が続く場合はご相談ください。

問合せ **大阪市新型コロナ受診相談センター**
(帰国者・接触者相談センター)
☎6647-0641 **FAX 6647-1029**
 受付時間:24時間(土日祝も対応)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う手続きや支援策について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者や市民の皆さんを支援するため、「新型コロナウイルス感染症対策支援情報サイト」を開設しています。詳しくはホームページをご覧ください。

主な「来庁不要・期限延長の手続きや支援策」について、本ページと6面にてご案内します。詳しくは、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



来庁不要・期限延長の手続きについて

☎ 郵送手続き可 ☎ コンビニ交付可※一部除く(マイナンバーカード要) ☎ 電話相談可

住所異動・証明書

■住民票や戸籍謄本などの証明書 ☎ ☎

郵送請求先 **大阪市市民局郵送事務処理センター**
 (〒530-8346 北区中之島1-3-20) ☎6208-8832~8835

■転出の届出 ☎

■転入、転居等の届出期限延長(異動日から14日を過ぎても可)

問合せ **住民情報課 1階 14 15 番窓口** ☎6694-9963

国民健康保険・後期高齢者医療制度

■限度額適用認定証・高額療養費・被保険者証再交付 ☎

■社保加入等資格喪失手続き(国民健康保険のみ) ☎

※その他、郵送手続きについてはご相談ください。

問合せ **保険年金課 2階 22 番窓口** ☎6694-9956

■保険料の納付相談 ☎

問合せ **保険年金課 2階 21 番窓口** ☎6694-9946



税金

■市税に関する証明書 ☎ ☎

郵送請求先 **大阪市税証明郵送センター**
 (〒530-0001 北区梅田1-2-2-700) ☎4797-2712

■市税の納付が困難である場合の相談 ☎

問合せ **あべの市税事務所納税担当** ☎4396-2949

生活福祉資金貸付のご案内

緊急小口資金

貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

貸付金額 10万円以内 ※特別な場合は20万円以内

問合せ **住吉区社会福祉協議会(生活福祉資金担当)**
区役所 4階 43 番窓口
 ☎6615-8172 (平日9:30~16:00)

総合支援資金(生活支援費)

貸付対象 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

・原則、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受ける世帯。

貸付金額 (単身世帯) 月15万円以内
 (複身世帯) 月20万円以内

貸付期間 原則3か月以内

問合せ **住吉区社会福祉協議会(生活自立相談窓口)**
区役所 4階 41 番窓口
 ☎6654-7763 (平日9:30~16:00)

※4月20日時点の情報です。最新情報は、ホームページ等でご確認ください。

